

第237回役員会議事要録

日時 令和4年1月25日（火） 16時00分～16時28分

場所 大学本部棟5階 第1会議室（TV会場：医学部管理棟2階学長室）

出席者（役員） 島田学長、清水理事、中村理事、松川理事、熊田理事、榎本理事、
風間理事、市川理事
（列席者） 齋藤監事、八巻監事、塚本顧問（オンライン）、石原総務部長、
石井総務課長

議事要録の確認

第236回役員会（R3.12.21開催）の議事要録を確認した。

報告事項

- 1 令和4年度国立大学法人運営費交付金予算内示について（資料1）
熊田理事から、資料1により、令和4年度運営費交付金予算について、「ミッション実現加速化経費（ミッション実現戦略分、教育研究組織改革分、教育研究組織整備に係る人件費、基盤的設備等整備分、医学教育支援分）」及び「特殊要因経費（退職手当、年俸制導入促進費、移転費、建物新営設備費）」の内示があったこと並びに「成果を中心とする実績状況に基づく配分」及び「基盤的設備等整備分（一人一台端末の学修環境に対応した教室用機の整備以外）」については、今後伝達予定である旨、報告があった。

報告事項2、3については、新型コロナウイルス感染症防止の観点（会議時間短縮）から、説明を省略して各自確認することとし、意見等がある場合は、担当理事に連絡願うこととした。

- 2 役員の兼業について（資料2）
- 3 令和4年度＜当初予算＞及び令和3年度＜補正予算＞国立大学法人等施設整備実施予定事業について（資料3）

審議事項

- 1 就業規則の一部改正（案）について（資料4）

松川理事から、資料4により、国家公務員に不妊治療に係る通院等のための特別休暇等が新設されたことに伴い、本学においても同様の休暇等を新設するため、就業規則の一部を改正することについて説明があり、審議の結果、これを承認した。

- ・国立大学法人山梨大学職員就業規則
- ・国立大学法人山梨大学非常勤職員就業規則
- ・国立大学法人山梨大学非常勤職員等の育児・介護休業等に関する規程

- 2 第4期中期目標（原案）・中期計画（案）について（資料5）

清水理事から、資料5により、7月末に文部科学省に提出した同目標・計画の素案について同省と協議を行った結果、他大学と比較して評価指標数が多かったため、内容が変わらない範囲で評価指標総数の圧縮を図った第4期中期目標（原案）・中期計画（案）を作成した旨説明があり、審議の結果、これを承認した。

3 令和3年度学内補正予算（一次）編成（案）について（資料6）

熊田理事から、資料6により、附属病院収入増による追加配分や、授業料免除枠への追加配分を主旨とした学内補正予算（一次）を編成する旨説明があり、審議の結果、これを承認した。

4 令和4年度学内予算編成方針等（案）について（資料7）

熊田理事から、資料7により、令和4年度予算編成方針及び予算配分基準について説明があり、審議の結果、これを承認した。

5 山梨大学大学院学則の一部改正（案）について（資料8）

風間理事から、資料8により、全学共通教育科目（学部）において既に開設されている連携開設科目と同様に、令和4年度から本学修士課程及び山梨県立大学看護学研究科博士前期課程における看護学分野で連携開設科目を開講することとなったため、標記学則の一部を改正することについて説明があり、審議の結果、これを承認した。

6 「高度生殖補助技術センター」の設置（案）について（資料9）

清水理事から、資料9により、全国的に不足している胚培養士（不妊治療に携わる専門職）の育成等を行うため、リソース（発生工学技術や医学部及び附属病院の実績等）を活用し、標記センターを大学院総合研究部（生命環境学域）に令和4年4月1付けで設置することについて説明があり、審議の結果、これを承認した。

なお、教授1名及び事業推進費等については、文科省R4組織整備概算要求（教育研究組織改革分）により措置予定であり、胚培養士1名については、山梨県からの予算措置に向け協議中である旨併せて説明があった。

7 山梨大学国際交流協定締結等に関する規程の制定（案）について（資料10）

中村理事から、資料10により、国際交流協定締結における目的、方針及び協定締結の基準を明確にするため、山梨大学国際交流協定締結の手續規程を廃止し、新たに標記規程を制定することについて説明があり、審議の結果、これを承認した。

- ・山梨大学国際交流協定締結の手續規程（廃止）
- ・山梨大学国際交流協定締結等に関する規程（制定）

8 山梨大学と株式会社ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ及び一般社団法人ヴァンフォーレスポーツクラブとの包括的業務連携に関する協定書の締結（案）について（資料11）

熊田理事から、資料11により、ヴァンフォーレ関係者との連携活動において、これまでも多くの実績があり、それらをベースとして、より緊密かつ円滑な協働体制を構築し、3者の特性を生かした活動を推進するため、包括的業務連携を締結することについて説明があり、審議の結果、これを承認した。

その他

業務方法書の変更（案）について

清水理事より、国立大学法人法の一部を改正する法律及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令に基づき、業務方法書の一部を変更することについて説明があり、審議の結果、これを承認した。

次回会議 令和4年2月22日(火) 16時から開催することを確認した。

以上